

平成27年度厚生労働省関係財政投融資資金計画案の概要

(単位 : 億円)

区分	平成26年度 計画額	平成27年度 計画額	摘要
○独立行政法人福祉医療機構	4,327	4,332	・民間社会福祉事業施設等及び民間医療施設等に対する融資
○株式会社日本政策金融公庫	1,202	1,150	
1. 生活衛生資金貸付	1,150	1,150	・生活衛生関係営業者に対する融資
2. 企業活力強化貸付	52	0	
○独立行政法人国立病院機構	753	651	・老朽建替等整備、医療機器等整備
○国立高度専門医療研究センター	55	109	・国立研究開発法人国立循環器病研究センター新築移転整備 等
○独立行政法人地域医療機能推進機構	369	188	・老朽建替等整備、医療機器等整備
合計	6,706	6,430	

区分	改善内容等
独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付事業	<p>貸付条件の改善等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇措置 ○ 幼保連携型認定こども園に対する融資制度の創設 ○ 消防設備の設置義務化に伴う融資条件の優遇措置 ○ 貸付金利体系の見直し（期間別金利の導入） <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>(現行金利) 20年、30年の2段階で固定 (見直し案) 貸付期間に応じた金利を設定 ・顧客のニーズに対応（現行でも期限前の繰上償還が多い） ・併せて、法人経営サポートの強化を図るため機構の自己収入を確保</p> </div> <p style="text-align: right;">等</p>
株式会社日本政策金融公庫 生活衛生資金貸付	<p>貸付条件の改善等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉増進関連事業施設貸付（バリアフリー等関連施設に対する貸付）について金利の引下げ等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（参考）【26年度補正予算案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生セーフティネット貸付の金利の引下げ（原材料・エネルギーコスト高対策等） ・生活衛生関係営業新企業育成資金の創設（創業関係融資の統合及び拡充） ・女性・若者等の創業前又は創業後間もない者について金利の引下げ ・耐震改修関連貸付制度の金利引下げ特例措置の延長 <p style="text-align: right;">等</p> </div>

平成27年度厚生労働省関係財政投融資資金計画の原資の内訳 (参考)

(単位: 億円)

区分	計画額	平成26年度		平成27年度			
		原資		原資			
		財政融資資金等	自己資金等	財政融資資金等	自己資金等		
独立行政法人福祉医療機構 (注1)	4,327	3,986	341 (200)	4,332	4,608	-276 (200)	
1. 福祉貸付	2,752	-	-	2,864	-	-	
2. 医療貸付	1,575	-	-	1,468	-	-	
株式会社日本政策金融公庫	1,202	-	-	1,150	-	-	
1. 生活衛生資金貸付 (注2)	1,150	-	-	1,150	-	-	
2. 企業活力強化貸付	52	-	-	0	-	-	
独立行政法人国立病院機構 (注1)	753	336	417 (50)	651	345	306	
国立高度専門医療研究センター	55	51	4	109	83	26	
国立研究開発法人国立がん研究センター (注3)	20	19	1	25	15	10	
国立研究開発法人国立循環器病研究センター (注3)	-	-	-	47	33	14	
国立研究開発法人国立国際医療研究センター (注3)	35	32	3	0	0	0	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター (注3)	-	-	-	15	15	0	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター (注3)	-	-	-	22	20	2	
独立行政法人地域医療機能推進機構 (注1)	369	319	50 (50)	188	48	140	
合計 (注1)	6,706	4,692	812 (300)	6,430	5,084	196 (200)	

(注1) 自己資金等の欄の()書は、財投機関債の発行額(自己資金等の額の内数)である。

(注2) 原資については、株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務)に一括計上している。

(注3) 国立高度専門医療研究センターは、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第67号)第130条の規定により、平成27年4月1日に国立研究開発法人となる予定である。